



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 29 年 12 月号

《 所長便り 》

寒くなってきましたねー。

さて、先日政府税制調査会から今後の税務手続電子化の工程表が示されました。

それによると、平成 31 年からスマホでの申告を実現できるようにするようです。



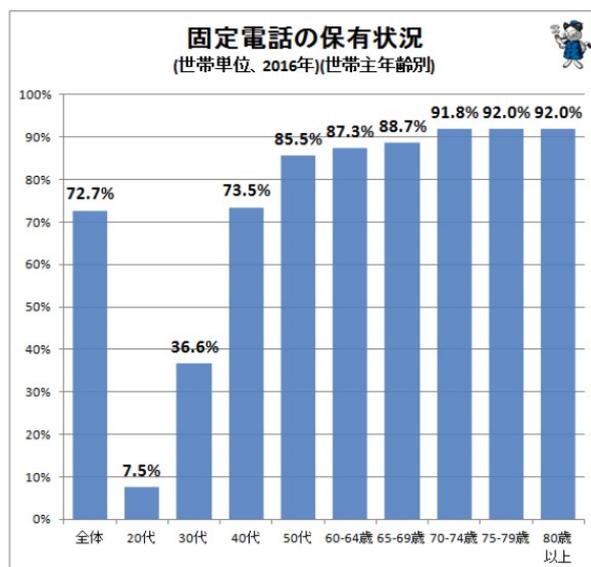
予想するに、個人の確定申告のうち、医療費控除や住宅ローン控除などでしょうが、これらは、添付書類があるので、どっちにしろ添付書類は郵送しなくてははいけません。領収書の電子保存なども大きく変わっていますので、もしかしたら、スマホでパシャパシャ撮って、申告書をスマホで作って、申告ということが出来るようになるかもしれませんね。

技術的には、既に十分出来るので、それを税務署がチェック出来るような体制を作れるかどうか。

いずれにしても平成 28 年の総務省データによると、スマートフォンの世帯保有率は 71.8% とのことですので、沢山の人が恩恵を受けられるのではないのでしょうか。ちなみに、保有率の話。固定電話は、72.7%、スマートフォンと変わりませんね。

でも、年代別だと、もの凄い開きがあって、びっくりします。20 代の固定電話保有率は、7.5%!

固定電話屋さん!?! は、倒産しちゃいますねー。



《年末年始休業日のお知らせ》

年末年始休業日：平成 28 年 12 月 29 日（金）～平成 29 年 1 月 3 日（水）

12 月 28 日は大掃除の為、年内の通常営業は 12 月 27 日（水）までとなります。

年始は 1 月 4 日（木）より通常営業致しますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039
 - 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771
- MAIL mikami@taxer.info

《 本店便り 》 文責：亀田

本店プチ情報

本店の目の前にある信号の無い T 字路・・・写真で見れば一旦停止をしなければいけないことがわかりますが、実際運転をしてみると交通量もさほど多くなく見通しも良いので一旦停止を忘れがちに・・・その結果、事務所の隣でバイクに乗ったお巡りさんに呼止められます。



もちろん交通ルールを守ることは大前提ですが、当事務所に来社される際は、ご注意ください。

《 インター店便り 》 文責：服部

インター店がオープンして、二カ月が経過し、おかげさまで順調に業務を行っております。

今回は、私が最近お出かけした場所についてご紹介します。11 月 4～5 日に開催されていた古代秋祭りに行ってきました。この古代秋祭りというのは、名古屋市取組で 31 年 3 月オープン予定の歴史の里の敷地内で行われており、勾玉・埴輪づくり体験、狩猟・火おこし体験と古代を感じさせる体験ができるイベントです。子供が一番喜んでるのが、志段味のゆるキャラのしだみちゃんと埴輪氏武（はにわうじたける）くんと写真が撮れるイベントで、たけるくんがゆるキャラなのに、めちゃくちゃおしゃべりしたり、リアクションをとるので、遊んでもらって大満足のような感じでした。

志段味エリアは、もともと古墳が多い地区で、戦争や区画整理による開発で古墳の大部分が失われましたが、上志段味エリアに現存する古墳を残すことを目的に歴史の里として整備しているようです。余談ですが、私の出身地大阪・堺にも日本最大級の古墳、大仙陵古墳があり、古墳に縁があるなあと思いました。



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108 番地 9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…1月4日(木)
- ・4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…1月4日(木)
- ・給与所得の年末調整
- ・固定資産税(都市計画税)の第3期分納付 納付期限…各自治体の条例で定める日
- ・源泉所得税(7月～12月分)納期限の特例を受けている者の納付 納付期限…1月22日(月)

《 経営情報 》 文責：大久保

建設業許可の業種区分の見直しが行われ、平成28年6月に「とび・土工工事業」から独立する形で新たに「解体工事業」が新設されました。

平成28年5月以前に「とび・土工工事業」の許可を受けて、引き続き解体工事業を営んでいる方は、平成31年5月までは「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができる経過措置が設けられています。平成31年6月以降、500万円以上の解体工事業を営むには「解体工事業」の許可が必要となり、それまでに業種追加が必要となりますのでご注意ください。

500万円未満の解体工事については建設業許可は必要ありませんが、解体工事を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。複数の都道府県で解体工事を行う場合は、各都道府県ごとに登録を受ける必要があります。

なお、「土木工事業」「建築工事業」「解体工事業」の許可があれば登録は不要です。

当社は行政書士事務所も併設しておりますので、詳しくは担当者までお尋ねください。

《 行楽日記 》 文責：加藤(理)

11月初旬ごろ、家族で森林公園に行ってきました。久々の大きな公園で子どもたちをめいっぱい遊ばせられたら、ということと、もう一つ大事な目的が。それは小学校1年生の娘の逆上りの練習をすること。娘は当然ながらやりたくないー！とごねましたが、なんとか説得して練習にこぎつけました。しかしなんと、前回りも出来ないことが判明…回るのが怖いそうです…。〇|_|_ささすがに前回はすぐに出来るようになりましたが、逆上がり成功はまたの機会に持ち越しです。お楽しみのオヤツを食べた後、ひたすら遊具で遊び、2歳の弟と父親とで走り回ったりと、しっかり身体を動かしました。私はというと、日除けテントの中でノンビリ荷物番でした♪ これからますます寒くなりますが、天気の良い日は外遊びを楽しんでいきたいと思います。



三上税理士法人

■本店 〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階
TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町108番地9
TEL 0568-82-7770 FAX 0568-82-7771

MAIL mikami@taxer.info